



Title	我が国における統合報告書に対する保証業務の特徴と課題：海外企業との比較から
Author(s)	岡野, 泰樹
Citation	経済学研究, 69(2), 201-208
Issue Date	2020-01-17
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/77843
Type	bulletin (article)
File Information	0140ES_69(2)_201.pdf



[Instructions for use](#)

我が国における統合報告書に対する保証業務の特徴と課題 ——海外企業との比較から——

岡野 泰 樹

I. はじめに

組織の長期的な価値創造に焦点を当てた統合報告書の発行が、大企業を中心に世界的なトレンドとなっている。我が国においても、2018年には、統合報告書の発行企業数が400社を超える等、その発行は第一次的なピークを迎えているといっている¹⁾。

こうした統合報告書の発行の増加は、統合報告書の信頼性を確保するための保証業務の需要・必要性を増大させるものである。現在のところ、統合報告書に対する保証業務は、海外の大企業を中心に実務が先行する形で発展しており、その実状を踏まえた保証のあり方が検討されている状況にある。

本稿は、かかる状況を踏まえ、我が国における統合報告書に対する保証業務を包括的に調査することで、その実態を明らかにするとともに、海外企業の先行事例と比較することで、その特徴と課題の析出を試みるものである。これにより、今後の我が国における統合報告書の保証業務のあり方を検討するための示唆が得られるものと思われる。

本節に続く第Ⅱ節では、比較対象となる、海外企業における統合報告書に対する保証業務の実態を調査した先行研究を概観する。第Ⅲ節では、本稿の調査対象となる企業が示され、第Ⅳ節では、我が国における統合報告書の保証業務

の特徴と課題が、海外企業のそれと比較する形で明らかにされる。最後に、これらの検討を通じた結論を述べる。

Ⅱ. 海外企業における統合報告書に対する保証業務の実態

海外企業における統合報告書の保証業務の実態を調査した研究としては、Ackers and Eccles [2015]、Dumitru and Guse [2016]、古賀・池田 [2015]、牟禮 [2015]、岡野 [2018] があげられる。

このうち、岡野 [2018] では、Ackers and Eccles [2015]、Dumitru and Guse [2016]、古賀・池田 [2015]、牟禮 [2015]、を含む、統合報告書に対する保証業務の先行研究を踏まえ、統合報告において先進的な取り組みを見せる世界各国の企業（IIRCのパイロットプログラム参加企業）100社の統合報告書をもとに、保証業務の実態を調査し、理論的な検討を加えている。

検討は、100社のうち保証報告書の内容が把握可能であった57社を対象に、先行研究から導かれた6つの分析視角（①保証命題と保証範囲、②保証主体、③保証基準、④評価規準、⑤保証水準、⑥報告組織とステークホルダーとの対話の促進）から行われ、次のような特徴が明らかにされている²⁾。

第一に、保証命題としては、二酸化炭素排出量のような、統合報告書に含まれる情報内容の

1) 日本経済新聞電子版 (<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO37197950R31C18A000000/>)。

2) 岡野 [2018] 41-44頁。

基準準拠性が多くの事例で選択されている一方(32社)、統合報告書の作成プロセスに注目する動きが出現しつつある(12社)。また、保証範囲は、統合報告書全体を保証範囲としたものは少なく(9社)、大半の事例が部分的な保証に留まっている。

第二に、保証主体としては職業会計士が多く利用されているが(48社)、そこでの保証は、財務・会計分野以外の多様な分野の専門家を含めた学際的なチームによって行われている³⁾。こうした多様な分野の専門家への依拠は、保証命題として、プロセスに注目する傾向とともに、統合報告書に含まれる様々な情報を保証可能にするための方法であることが指摘される⁴⁾。また、従来は非職業会計士による保証業務で見られた、報告組織の活動への助言や評価の提供が、職業会計士による保証業務においても見られるようになってきており、職業会計士の有する独立性との関係を再検討すべきことが指摘される。

第三に、保証基準としては、ISAE3000やISAE3410を利用する事例が多い一方、従来、非職業会計士によって利用されてきたAA1000ASを、職業会計士も保証基準として利用し始めていることが指摘される。こうしたAA1000ASの利用の増加は、保証命題としてプロセスへの注目が出現しつつあることと符合していること⁵⁾、保証主体における検討の中で指摘された「助言・評価」の提供と合わせて、職業会計士と非職業会計士による保証業務の特徴の差が縮小しつつあることが指摘される。

第四に、評価規準としては、GRIガイドラ

インとAA1000APSが多く用いられている一方、統合報告書特有の評価規準である、『国際統合報告フレームワーク』の利用は極めて限定的であり(2社)、統合報告書における保証業務においては、現時点で評価規準として十分に受け入れられていないことが指摘される。

第五に、保証水準は、情報内容の基準準拠性に対し、部分的に合理的保証を付与している事例が見られるものの(15社)、限定的保証の水準での保証業務の実施が一般的な傾向であることが指摘される。

第六に、報告組織とステークホルダーとの対話の促進の程度は、ステークホルダーの視点を保証業務に組込むことを求めるAA1000ASの利用の増加によって促進されつつあるものの、保証業務における報告組織の意向は未だ強く、改善の余地があることが指摘される。

Ⅲ. 調査対象

本稿では、我が国の統合報告書に対する保証業務の実態を把握するために、まず、企業価値レポート・ラボ[2019]の調査によって、2018年に統合報告書を公表していることが明らかとなっている、国内企業414社の統合報告書を対象に、保証(保証報告書)の有無を調査した。調査の結果、414社のうち、何らかの保証業務が行われていることが確認できたのは70社であり、そのうち保証報告書を入手できたのは、66社であった。この66社のうち、6社については、内容の異なる2枚の保証報告書が付されていたため、合計72枚の保証報告書を分析の対象とした(表1参照)⁶⁾。

また、保証とはその機能が異なるものの、報告企業の活動や統合報告書の内容について、第

3) 例えば Vancity [2016] p.46 を参照。

4) 職業会計士によるプロセスへの注目や、他の専門家への依拠は、専門性の問題を解決し、多様な物事を保証可能にする方法として理解されるものである (Power [1997] ch.4)。

5) AA1000AS は、情報内容自体ではなく、その情報の作成システム・プロセスの適切性を基本的な評価・保証の対象としている (AccountAbility [2008b] p.9)。

6) 入手した保証報告書には、統合報告書の中に直接含まれているもののみならず、統合報告書内に保証報告書へアクセスするための URL が記載されているものや、別添されているものも含んでいる。

表1 分析対象企業

アズビル	大成建設	日本精工(☆)
出光興産	ダイセル	日本電気(☆)
宇部興産	武田薬品工業	日本特殊陶業
エア・ウォーター	ダスキン	野村総合研究所
ANA ホールディングス	田辺三菱製薬	野村ホールディングス
MS&AD インシユアランスグループホールディングス	中外製薬(☆)	日立化成
大阪瓦斯	DIC	日立製作所
オムロン(☆)	T&D ホールディングス	日立ハイテクノロジーズ
鹿島建設	テイ・エステック	ヒューリック
クボタ	帝人	芙蓉総合リース
サンゲツ	電源開発	古河電気工業
清水建設	東邦瓦斯	本田技研工業
昭和电工	戸田建設	丸紅
住友金属鉱山	TOTO	ミサワホーム
住友ゴム工業(☆)	豊田合成	三越伊勢丹ホールディングス
住友理工	豊田自動織機	三菱ケミカルホールディングス
住友林業	豊田通商	三菱商事
積水ハウス	トヨタ紡機	村田製作所
双日	ナブテスコ(☆)	明治ホールディングス
SOMPO ホールディングス	ニコン	横河電機
第一三共	西松建設	LIXILグループ
第一生命ホールディングス	日東電工	リコー

※2枚の保証報告書が公表されていた企業には☆印を付している。

表2 第三者による報告書の内訳

保証報告書	55
意見書	22
保証報告書+意見書	11

三者による意見や評価を付した報告書(以下、意見書)を公表している企業も23社存在した。さらに、保証報告書を入手できた66社のうち11社は、保証報告書に加え、意見書が統合報告書に付けられていた(表2参照)。

本稿の関心は、統合報告書に対する保証業務にあるため、上述した72枚の保証報告書をひとまず分析対象とするが、意見書についても、我が国における統合報告書に対する保証業務の特徴の理解に間接的に資するものと考え、本稿第IV節の「7. 意見書の特徴」で別途取上げ、検討することとする。なお、調査結果の考察は、

岡野[2018]において採用された6つの視角(①保証命題と保証範囲、②保証主体、③保証基準、④評価規準、⑤保証水準、⑥報告組織とステークホルダーとの対話の促進)に沿って行われる。これら6つの視角は、統合報告書に対する保証業務を検討する際に考慮すべき、基礎的な論点とされるものだからである⁷⁾。

IV. 調査結果と考察

1. 保証命題と保証範囲

72の保証命題の内訳は表3の通りであった⁸⁾。統合報告書に含まれる情報の内容(二酸化炭素排出量等)の基準準拠性を保証しているものが多数を占めていること、情報作成プロセスを保証する動きが見られることは、海外企業と同様である。保証命題単独の観点からは、我が国特有の動きは見られない。

また、保証範囲については、海外企業では全体を範囲とするものが見られたものの、我が国では見られず、その全てが部分的な保証に留まっていた(表4)。

表3 保証命題

内容の基準準拠性	44
内容の適正性	1
内容の基準準拠性+正確性・網羅性・事実性(記述と実態の整合性)	12
内容の基準準拠性+正確性+適切性	1
内容の正確性+プロセスの基準準拠性	5
内容の正確性+プロセスの合理性・適切性	3
内容の正確性+適切性+プロセスの適切性	4
内容の正確性+公正性+妥当性+プロセスの適切性	2

表4 保証範囲

全体	0
部分	72

7) 各分析視角の詳細は、岡野[前掲書]38-41頁を参照。

8) 本稿における保証命題の分類は、岡野[前掲書]同様、保証報告書の意見・結論部分の文言・表現に拠っている。

部分的な保証についても、海外企業の場合、統合報告書の「将来予測に関する記述には適用しない⁹⁾」といった記述でもって、間接的に保証範囲の限定がなされている事例が多く見られたのに対し、我が国の場合、「統合レポート2018（以下『報告書』という。）の『非財務ハイライト』に記載されている2017年度の海外重要ポジションに占める現地化比率、女性管理職比率及び障がい者雇用率¹⁰⁾」や、「統合報告書2018（以下、『統合報告書』という。）に記載されている2017年4月1日から2018年3月31日までを対象とした☆マークの付されている環境・社会パフォーマンス指標¹¹⁾」のように、保証範囲をより直接的に示し、明確に限定しているものが多い。

全体を保証範囲とする事例が存在しないことや、こうした範囲限定の仕方からは、我が国における統合報告書に対する保証業務が、極めて限定的な範囲でなされていることが理解できる。

2. 保証主体

72の保証主体の内訳は、表5の通りである。なお、2枚の保証報告書を公表していた6社の保証主体の組合せの内訳は、職業会計士+非職業会計士の組合せが1社、非職業会計士+非職業会計士の組合せが5社であった。

海外企業と比較して、我が国においては、非職業会計士による保証業務が多く実施されていることが理解できる。また、職業会計士による保証業務においては、海外企業のように、多様な分野の専門家を含めた学際的なチームによ

表5 保証主体

職業会計士	36
非職業会計士	36

9) ASE Group [2016] p.167.

10) オムロン [2018] 98頁。

11) 帝人 [2018] 81頁。

て保証業務を実施している事例は見られなかった。

こうした傾向の理解は、上述した保証命題と組合せて見ることで、より明確なものとなる。職業会計士によって実施された保証業務における保証命題は、その多くが情報内容、とくに二酸化炭素排出量や製品の国内販売量等、定量的情報の基準準拠性を保証するものであり、定性的情報の内容やプロセスを保証するものではない¹²⁾。つまり、我が国における統合報告書に対する職業会計士による保証業務は、保証命題が、伝統的に職業会計士が関与してきた定量的情報に限定されているため、プロセスに注目することや、多様な分野の専門家に依拠せずとも、実施可能となっていると考えることができる。

さらに、海外企業において見られた、職業会計士による報告組織の活動への助言・勧告の提供は、我が国においては見られなかった。助言・勧告の提供が行われた事例は、その全てが非職業会計士によるものである。海外企業とは異なり、職業会計士と非職業会計士による保証業務の特徴の差は我が国では縮小しておらず、依然として大きいということができよう。この点は、助言・勧告の提供が、職業会計士の有する独立性の価値を毀損させることが懸念されていることを鑑みると、我が国では、独立性がより厳格に担保される形で職業会計士による保証業務が実施されていると評価することができる。

3. 保証基準

72の保証基準の内訳は表6の通りである。

ISAE3000とISAE3410が、職業会計士による保証業務を中心に多く利用されている点は、海外企業と同様である。また、一般社団法人サステナビリティ情報審査協会が公表している、サステナビリティ報告書の保証基準「サステナ

12) プロセスを保証命題としていた事例は、全て非職業会計士によるものであった。

表6 保証基準

ISAE3000	2
ISAE3000 + ISAE3410	19
ISAE3000 + ISAE3410・サステナビリティ情報審査実務指針	21
ISAE3000 + 自社保証基準	5
ISO14064-3	8
ISO14064-3 + ISAE3000	6
ISO14064-3 + 自社保証基準	5
AA1000AS + 自社保証基準	2
AA1000AS + ISAE3000 + 自社保証基準	1
AA1000AS + ISAE3000 + ISO14064-3 + 自社保証基準	1
不明	2

「サステナビリティ情報審査実務指針」も、職業会計士によって ISAE3000 や ISAE3410 と併用される形で多く利用されている。これは、サステナビリティ情報審査実務指針の構造が監査基準と類似していることと関係しているものと思われる。

一方で、海外企業の調査で見られた、職業会計士による AA1000AS の利用は、我が国の事例では見られなかった。AA1000AS を用いた保証業務の実施は、全て非職業会計士によるものである。これは、上述した通り、職業会計士によって実施されている保証業務における保証命題が、情報作成プロセスよりも、情報内容に集中していることから説明できよう。

AA1000AS が職業会計士によって利用されていないという事実は、保証主体の調査結果において指摘した、我が国における職業会計士による保証業務と非職業会計士による保証業務の特徴の差は依然として大きい、という主張を強めるものである。

4. 評価規準

72 の評価規準の内訳は、表 7 の通りである。我が国における保証業務の評価規準として

表7 評価規準

報告企業の自社基準	46
報告企業の自社基準 + その他	10
日本の環境法令等	7
ISO14064-1	1
不明	8

は、報告企業の自社基準が圧倒的に多く用いられている。海外企業で見られた、GRI ガイドラインの利用や、AA1000APS の利用は極めて少ない。また、統合報告書特有の評価規準である『国際統合報告フレームワーク』を、保証業務における評価規準として利用したことが確認できる事例は存在しなかった。

こうした傾向からは、より自由度の高い形で、統合報告書の作成・公表を行いたいという、我が国企業の意識を伺うことができる。この点は、既に見たように、統合報告書の保証の範囲が、部分的なものに留まっていることとも関係しているものと思われる。

GRI ガイドラインのような、サステナビリティ報告を行う際のデファクトスタンダードと目される基準ではなく、自社基準を評価規準（報告書作成基準）とすることは、客観性という観点から、保証の信頼性にも影響するものと思われる。保証の信頼性の向上を指向するのであれば、保証命題・保証範囲の拡大と併せて、自社基準から、より一般的に認められた基準へと、評価規準（報告書作成基準）のシフトを検討する必要があるだろう。

5. 保証水準

72 の保証水準の内訳は表 8 の通りであった。

海外企業で見られた、一部の情報に合理的保証を付与する事例は、我が国においては見られず、その全てが限定的保証によって行われていた。非財務的・定性的な情報が多く含まれる統合報告書に対し、合理的保証を付与することは困難であるという見解が、我が国においてはより強く認識されているように思われる。このことは、保証範囲が全て部分的なものに留まっていたことと併せて、我が国の統合報告書に対す

表8 保証水準

合理的保証	0
限定的保証	70
不明	2

る保証業務が、極めて限定的な範囲でしか実施されていないという主張を強めるものである。

6. 報告組織とステークホルダーの対話の程度

AA1000AS が、報告企業のステークホルダーが有する重要な利益・関心を保証業務に結びつける保証基準であると評価されている点から見ると¹³⁾、我が国では AA1000AS が用いられた事例は 4 事例と少なく、ステークホルダーとの対話が保証業務によって積極的に促進されているとは言い難い。また、保証報告書の提出先という観点から見ても、報告組織の経営者が圧倒的に多く、一般の読者を想定した事例は、5 事例に留まっていた。

こうした傾向は、先に見たように、保証範囲が、基本的に報告企業によって指定された部分的なものに留まっていること、評価基準として自社基準を利用する事例の多さとも相俟って、我が国における統合報告書の保証業務が、ステークホルダーの視点よりも、報告組織の視点を重視して取組まれていることを示唆するように思われる。

7. 意見書の特徴

意見書を公表している 33 の企業（保証報告書と意見書、双方を付している 11 の企業を含む）の意見付与主体は、表 9 の通りであった。

環境や CSR、コーポレートガバナンス、企業倫理等に関する、経営学や会計学、法学分野を専門とする大学教授による意見付与が多数を

表 9 意見付与主体

大学教授（准教授、名誉教授を含む）	17
コンサルタント・シンクタンク	4
NPO・財団法人	4
社団法人	3
政府系金融機関	2
ISO 審査機関	2
弁護士	1

占めるほか、環境・社会問題を専門とするコンサルタント・シンクタンク、同問題に取り組む NPO による意見付与が多く見られた。一方で、職業会計士が意見付与主体となった事例は見られなかった。

これは、保証報告書が果たす機能と、意見書が果たす機能の相違によるものだと考えられる。意見書には、統合報告書に対する感想から、その要約、特徴の強調、改善点の指摘（助言・勧告）、企業活動それ自体に対する評価等、多様な内容が含まれるが、基本的には、それらは経営管理への役立ちが指向されている。保証報告書のように、ステークホルダーに向けて、統合報告書の信頼性を確保することを指向するものではない。統合報告書の作成実務が、近年普及した新たな実務であることを鑑みると、発展途上の統合報告書の信頼性を保証するよりも、統合報告書の充実を優先し、意見書を求めるという需要が存在することにも、一定の合理性がある。

また、そもそも企業活動それ自体や、定性的な情報内容の良否に対しては、明確な評価基準を設けることが困難であり、保証に馴染まないという実状もある。間接的にはあれ、意見書という形で、企業活動それ自体や定性的な情報の内容への評価を付していくことは、ステークホルダーにとっても有益なものとなる可能性がある。勿論、そこでは、意見が保証とは異なるものであることが強調されねばならない。この点においては、保証業務の中で、職業会計士が助言・勧告を行う事例が見られた海外企業とは異なり、保証と意見（助言・勧告）が保証報告書と意見書で、それぞれ分離されている我が国のほうが、望ましい状況にあると評価することができよう。

V. 結語

本稿で見えてきた、海外企業と比較した際の、我が国の統合報告書に対する保証業務の特徴

13) AI-Hamadeen [2007] p.49.

は、次のように要約される。

第一に、保証範囲が部分的なものに留まっていることと、限定的保証水準で全ての保証業務が行われているという点から、我が国の統合報告書に対する保証業務は、極めて限定的な範囲でなされていることが指摘できる。この理由としては、統合報告書の作成側（企業側）が、統合報告書に対する保証の必要性を積極的に認識していないこと、統合報告書の保証側、とりわけ職業会計士が、責任の観点から統合報告書の保証に慎重な姿勢を示していることが考えられる。実際、統合報告書の保証のあり方に対する意識調査を実施した町田〔2016〕においては、保証を受けることによって統合報告書の記述の自由度が損なわれるといった理由や、コストベネフィットの観点から¹⁴⁾、保証の付与に消極的な企業側の認識が示されている¹⁵⁾。また、保証を行う職業会計士の側においても、統合報告書に多く含まれる非財務情報の保証は、責任を負うべき対象範囲を確定することが困難であるため、その関与については慎重な検討を要するという見解が見られる¹⁶⁾。

第二に、我が国の統合報告書に対する保証業務では、海外企業で見られたような、職業会計士による保証業務と非職業会計士による保証業務との特徴の差の縮小は見られない。非職業会計士によって行われてきた組織への助言・勧告は、依然として非職業会計士によって行われているか、意見書という、保証報告書とは異なる報告書によって行われており、職業会計士による保証業務は、保証に専念する形で行われている。これは、上述した職業会計士による統合報告書の保証の関与への慎重な姿勢が反映されたものと考えられる一方、独立性の保持という観点からは、望ましいものと評価することができる。

第三に、我が国における統合報告書の保証業務は、ステークホルダーの視点よりも、報告組織の視点をより重視した形で行われていることが指摘できる。これは、AA1000ASを利用した保証業務が少ないこと、保証命題・保証範囲が、基本的に企業が決定した部分に限定されていること、それに関連して、評価規準としては自社基準の利用が圧倒的に多いこと、保証報告書が一般の読者を想定していないこと、といった点から理解できる。

統合報告書に対する保証業務は、海外の大企業を中心に発展しており、今後の我が国の対応を検討する上でも、海外企業の対応を先事例として参考にすることは有益である。我が国の保証業務が、海外企業のそれと比較して、限定的な範囲でしか実施されていないことや、ステークホルダーの視点が重視されていないといった状況は、グローバル経済において、我が国の競争力を維持・向上していくためにも、解決していくべき課題と言えるだろう。一方で、海外企業における統合報告書に対する保証業務は、理論的に見て、保証業務の要とも言える独立性を毀損させる可能性がある行為も含まれるなど、その全てが望ましい形で行われているわけではない。保証とそれ以外の行為が明確に区別される形で行われている、我が国の保証業務の方が望ましい点もあるのである。ステークホルダーとの対話の促進や、保証範囲・保証水準の拡大・向上といった、より積極的な保証の実施等、我が国において不足していると考えられる部分は、海外企業の取組みを参考にしつつ、独立性の保持のような、我が国の優れた部分は残し、統合報告書に対する保証業務の方向性を検討していく必要があるだろう。

14) 町田〔2016〕59-66頁。

15) 同上36頁。

16) 澤田〔2016〕126-127頁。

参考文献

- AccountAbility [2008a] *AA1000 AccountAbility Principles Standards 2008*. (株式会社あらたサステナビリティ認証機構訳 [2008a] 『AA1000 AccountAbility 原則基準 2008 日本語翻訳版』。)
- [2008b] *AA1000 Assurance Standard 2008*. (株式会社あらたサステナビリティ認証機構訳 [2008b] 『AA1000 保証基準 2008 日本語翻訳版』。)
- Ackers, B. and N. Eccles [2015] “Mandatory Corporate Social Responsibility Assurance Practices – The Case of King III in South Africa,” *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol.28 No.4, pp.515-550.
- AI-Hamadeen, R.M. [2007] “Assurance of corporate stand-alone reporting: evidence from the UK,” PhD thesis, School of Management, University of St-Andrews.
- ASE Group [2016] *ANNUAL REPORT 2015*.
- Dumitru, M. and R. Guse [2016] “Assurance of Integrated Reports: The State of the Art,” *Auditor financiar*, XIV, Nr.2, pp.227-234.
- GRI [2013] *G4 Sustainability Reporting Guidelines; Reporting Principles and Standard Disclosures*.
- IAASB [2003] *ISAE3000, Assurance Engagements other than Audit or Reviews of Historical Financial Information*.
- IIRC [2013] *The International <IR> Framework*.
- Power, M. [1997] *The Audit Society: Rituals of Verification*, Oxford University Press. (國部克彦・堀口真司訳 [2003] 『監査社会－検証の儀式化－』中央経済社。)
- Vancity [2016] *2015 Annual Report*.
- 岡野泰樹 [2018] 「統合報告書に対する保証業務の実態とその理論的検討」『現代監査』第28号, 37-48頁。
- オムロン [2018] 「統合レポート2018」。
- 企業価値レポート・ラボ [2019] 『国内自己表明型統合レポート発行企業リスト2018年版』。
- 古賀智敏 (責任編集)・池田公司 (編著) [2015] 『統合報告革命－ベスト・プラクティス企業の事例分析』税務経理協会。
- 澤田真史 [2016] 『会計プロフェッショナルの矜持－職業会計人の実態－』清文社。
- 帝人 [2018] 「2018 統合報告書」。
- 町田祥弘 [2016] 「統合報告にかかる保証のあり方に関する意識調査の分析」小西範幸編著『リスク情報の統合開示－統合報告にみる新しい財務報告の視座』(『経済経営研究』Vol.36 No.7) 所収, 日本政策投資銀行設備投資研究所, 25-66頁。
- 牟禮恵美子 [2015] 「統合報告書の保証実態からみた保証の課題」『会計プロフェッション』第10号, 191-201頁。